

横浜市立大学アドミッション会議規程

(目的)

第1条 横浜市立大学（以下「本学」という。）の学生募集、入学試験の厳正な実施、アドミッションポリシーの策定、並びにアドミッションに係る諸教育機関等との連携推進のため、本学にアドミッション会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌)

第2条 会議は学長の指示の下に次の事項を審議し、重要事項については教育研究審議会の議を経て決定する。

- (1) 本学アドミッションポリシー策定に係る事項
- (2) 学部及び大学院の入学試験に係る事項
- (3) 学部及び大学院の入学広報に係る事項
- (4) 学部及び大学院の入学手続等に係る事項
- (5) 入学試験受験者及び入学者の統計・調査に係る事項
- (6) アドミッションに係る高等学校、教育委員会、他大学、研究機関等との連絡調整
- (7) 会議所掌事項の経費に係る事項
- (8) その他アドミッションに係る事項

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次の者により構成する。

- (1) 委員長 学長
 - (2) 副委員長 アドミッションズセンター長
 - (3) 委員 副学長（3人）、学群長、学部長、学科長、研究科長、共通教養長、副局長、学務・教務部長、他に委員長が必要と認めた者
- 2 委員長は会議を招集し、議長は委員長が指名する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 会議に次の部会を置く。各部会に関する必要な事項は別に定める。
- (1) 学部入試運営部会、各研究科入試運営部会
 - (2) 学部入試作問部会、各研究科・各専攻入試作問部会
 - (3) 入試調査部会
 - (4) 高大連携部会
 - (5) 広報部会
- 5 部会は必要に応じ「各学部分科会」及び「各研究科分科会」として開催することができる。

(運営)

第4条 会議の運営事務はアドミッション課が担当する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、委員長の発議により教育研究審議会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人横浜市立大学アドミッション委員会規程（公立大学法人横浜市立大学規程 148 号）は平成 23 年 6 月 30 日をもって廃止する。